(前 略)

改

第12条 国立大学等以外の教育研究機関(私立学校、 専修学校、公立高等専門学校及び公立大学をいう。 以下同じ。)の教員で、教授研究能力を向上させることを目的として、又は理科教育若しくは産業教育の 振興に資するため、独立行政法人教員研修センター が実施する教員派遣研修における研修生として、部 局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する研究機関の長又は 独立行政法人教員研修センター理事長からの依頼に 基づき、教育研究機関研究員として、当該部局の長が受入を許可する。

Œ

前

(中略)

別表第1 (略)

別表第2 研究員等の研修料・研究料

区分		研修料・研究料		
(略)				
教育研究機関研究員	私学研修員	1		
	専修学校研修員			
	公立高等専門学			
	校研修員		- (略)	
	公立大学研修員			
	教員研修センタ			
	<u>一研修員</u>	1	J	
(略)				

第12条 国立大学等以外の教育研究機関(私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学をいう。以下同じ。)の教員で、教授研究能力を向上させることを目的として、又は理科教育若しくは産業教育の振興に資するため、独立行政法人教職員支援機構が実施する教員派遣研修における研修生として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する研究機関の長又は独立行政法人教職員支援機構理事長からの依頼に基づき、教育研究機関研究員として、当該部局の長が受入を許可する。

ΤE

徬

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行し、 平成29年4月1日から適用する。

別表第1 (同 左)

別表第2 研究員等の研修料・研究料

改

区分		研修料・研究料		
(同 左)				
教育研究機関研究員	私学研修員	1		
	専修学校研修員			
	公立高等専門学			
	校研修員		- (同 左)	
	公立大学研修員			
	教職員支援機構			
	研修員	_		
(同 左)				